

高等学校等就学支援金 所得判定に係る必要事項確認書

学年/組/番号	年 組 番
生徒氏名	

既にご提出いただいたマイナンバーを利用して、高等学校等就学支援金の2022年7月以降の所得判定を行うにあたり、以下の3点を確認する必要があります。  
 つきましては、以下の【確認事項】に御記入願います。

(1)現在の就学支援金の支給額の判断基準となる者(保護者等)に変更がないか ※裏面【参考1】参照  
 (2)本年度の課税地(2022年1月1日時点の住所地) ※裏面【参考2】参照  
 (3)住民税の申告をしているか

【確認事項】 該当する項目の□にチェック☑を入れてください。

<問1> 就学支援金の支給額の判断基準となる者(保護者等)に変更はありませんか。

※変更について、既に学校に申出済の場合は「変更なし」を選択してください。

チェック☑

<input type="checkbox"/>	変更なし
<input type="checkbox"/>	変更あり

⇒問2へ

⇒学校に連絡のうえ、別途「収入状況届出書」等の必要書類を提出してください。

★変更理由は? : 離婚 婚姻 死別 その他 ( )

※保護者が再婚しても、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わない場合は、その再婚相手は生徒の親権者にはなりません。

<問2> 就学支援金の支給額の判断基準となる者(保護者等)の

2021年1月1日時点と2022年1月1日時点の課税地(住民票住所を有する市町村)は同じですか。

チェック☑

<input type="checkbox"/>	同じです
<input type="checkbox"/>	同じではありません

⇒問4へ

⇒問3へ

<問3> 前問で「同じではありません」にチェックを入れた方は、以下の項目を記入してください。⇒記入後、問4へ

No.	課税地等が変更となる保護者等の氏名	生徒との続柄	2021年1月1日時点の住所地 (令和3年度の課税地)	2022年1月1日時点の住所地 (令和4年度の課税地)
1	(ふりがな)		都 道 市 区 府 県 町 村	都 道 市 区 府 県 町 村
			<input type="checkbox"/> 国外	<input type="checkbox"/> 国外
2	(ふりがな)		都 道 市 区 府 県 町 村	都 道 市 区 府 県 町 村
			<input type="checkbox"/> 国外	<input type="checkbox"/> 国外

※1月1日時点で日本国内に住所を有しない場合は、「国外」にチェック☑してください。

<問4> 就学支援金の支給額の判断基準となる者(保護者等)について、令和4年度分(令和3年所得分)の住民税の申告は行っていますか。

※申告しているかわからない場合は、市役所の住民税担当窓口へお問い合わせください。

※マイナンバーを利用し、審査に必要な税額情報が取得できない場合、別途、必要書類の提出を求める場合があります。

※住民税の申告を行わず、税額情報が確定しない場合は支給できません。

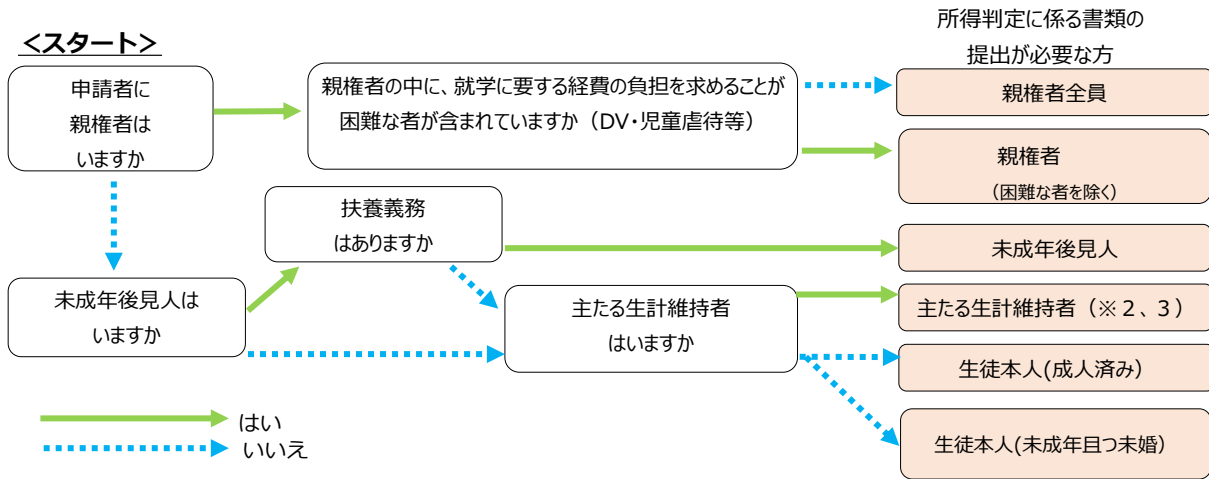
チェック☑

<input type="checkbox"/>	申告済です
<input type="checkbox"/>	申告していません

⇒速やかに住民税の申告を行ってください。  
 なお、支給決定が遅れる場合があります。

<input type="checkbox"/>	2022年度1月1日時点で国外居住です	※保護者の一方(もしくは両方)が2022年1月1日時点で国外居住の場合はこちらにもチェック☑してください。
--------------------------	---------------------	---

**【参考1】就学支援金の支給額の判断基準となる者（保護者等）の確認用フローチャート**



- (※1) 保護者が再婚しても、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わない場合は、その再婚相手は生徒の親権者にはなりません。
- (※2) 所得判定に係る書類の提出が必要な方が「主たる生計維持者」の場合は、扶養者を確認するため、生徒本人の健康保険証の写しも併せて提出してください。(被保険者等記号・番号は黒塗りしてください)
- (※3) 在学中に成年年齢に達した生徒について、成人前の親権者全員を所得判定の対象とします。

**【参考2】課税地について**

